

令和2年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 中期財政見通し

令和2年度から6年度において、(仮称)文化芸術館等整備事業、斎場再整備事業、消防庁舎整備事業、総合支所複合化整備事業などの公共施設の新築に係る大規模事業が予定され、さらに幼児教育無償化の本格実施や会計年度任用職員制度が導入されることから、歳出の増大が見込まれる。

一方で、歳入においては、地方消費税の増加が見込まれるものの、普通交付税の合併算定替特例が段階的な縮減期間にあり、年々減少傾向にあること、また、景気動向が不透明であることから、市税収入の伸びを見込むことができないことにより、令和2年度から6年度まで大幅な財源不足が見込まれている。

これらの財源不足には、建設事業の実施年次の調整等による実施計画の見直しのほか、第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づく補助金・交付金の抑制、個人給付の見直し、使用料・手数料の見直し等をはじめとし、歳入、歳出面での改革を推進することで、不足額の縮小を図ることになるが、それによっても不足する場合においては、財政調整基金の活用及び職員人件費の縮減により対応することになる。

なお、財政調整基金の現在高は、令和元年度末において約72億円となる見込みであり、平成26年度以降は減少傾向となっている。

(2) 主要財政指標の現状

平成30年度決算における経常収支比率は96%と前年同様高水準となっている。実質公債費比率については、9.8%と前年度に比べ1%改善したが、今後大規模事業が予定されていることからさらなる悪化が懸念される。

【参考 平成30年度決算】

経常収支比率	96.0%	(14市中12位)	県内14市平均	92.5%
実質公債費比率	9.8%	(14市中14位)	県内14市平均	5.9%

2 予算編成の基本方針

市の財政課題を職員一人一人が自らの課題と捉え、費用対効果を検討し、「持続可能な自治体」の構築を目指しながら、栃木市総合計画に掲げる7つの基本方針の実現に資する事業に経営資源を集中するとともに、第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づく行財政改革を着実に推進しなくてはならない。

令和2年度当初予算編成にあたっての基本方針は以下の諸点とする。

- (1) 市長マニフェストの実現に資する事業、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を念頭に現在策定中の次期「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」へ貢献できる事業は、選択と集中の戦略のもと創意工夫のうえ、計上すること。
- (2) 既存事業について、事務事業評価における目標達成状況や行政評価の結果等を踏まえたうえで、必要性の低いもの、所期の目的を達成しているもの、他事業との重複が認められるもの等は、廃止又は0(ゼロ)予算化も含めた大胆な見直しを図ること。

- (3) 新規事業については、事業の必要性、効果、目標を明確化したうえで計上すること。
また、管理運営経費等の後年度負担についても十分検討すること。
- (4) 第2次行政改革大綱・財政自立計画の取組事項を着実に推進し、歳入確保及び歳出抑制に努めること。特に、補助金交付金及び個人給付は、当該計画において、大幅な見直しを目標としていることから、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。
- (5) 予算編成にあたっては、職員から広く意見・提案を求め、予算の新鮮化、重点化を図り、前例踏襲に陥ることのないメリハリのある編成に努めること。
- (6) 市民負担に不均衡が生じないように、課税客体の的確な把握、収納率向上、受益者負担の適正化を図り、積極的な財源確保に取り組むこと。
- (7) 国や県、民間団体の補助制度の動向を的確に把握するとともに、各種交付金等に係る提案型の事業の活用を図り、財源確保に努めること。
- (8) 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。特に、ふるさと応援寄附金による積立分については、寄附の趣旨に合致している事業への活用が前提となる財源であるため、計画的に活用すること。
- (9) 特別会計においては、自助努力により自主財源確保に努め、経営のより一層の合理化及び事務費等の経常経費の削減を図り、安易に一般会計に依存しないこと。
また、企業会計においては、一般会計に依存せず、採算の確保に努め、独立採算による運営を目指すこと。
- (10) 経常収支比率の改善のため、次の事項に取り組む。
- ① 定員適正化計画に基づく職員の定数管理を着実に推進し、総人件費の抑制に取り組む。

【参考 県内類似団体の状況（平成30年4月1日現在 普通会計職員数）】

栃木市	1,241人	人口1万人当たり	76.59人
足利市	1,018人	人口1万人当たり	67.68人
小山市	1,046人	人口1万人当たり	62.48人

※普通会計職員数とは一般行政、教育及び消防部門の職員数（水道、下水道を除く。）

- ② 特別職非常勤職員の総数を抑制することとし、職種の 신설及び増員は原則として認めない。
- ③ 会計年度任用職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベースで見直すこととする。特に、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とする。
- (11) 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行の抑制を図る。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。
- (12) 公共施設適正配置計画及び施設ごとの再配置等の個別事業計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画

より前倒しの閉鎖を検討すること。

3 令和2年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を406.8億円（対前年度当初 5.9億円減）と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を437.2億円（対前年度当初 23.2億円増）と見込む。
- (3) 財源不足額は30.4億円と見込む。

4 令和2年度予算一般財源要求限度額

要求限度額は次のとおりとするが、それによってもなお、28.6億円の財源不足が見込まれるため、要求限度額は厳守するものとし、職員一人一人が危機感をもって予算の編成にあたること。

特に、毎年多額の不用額を計上している事業については、過去の決算額を参考に過大な要求とならないよう内容を十分精査し要求すること。

- (1) **投資的事業**は、令和2年度実施計画額（以下、“限度額算出基礎額”とする）の**85%**を要求限度額とする。
- (2) **行政的事業**は、令和2年度限度額算出基礎額の**95%**を要求限度額とする。
- (3) **管理的事業**は、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (4) **義務的事業**は、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (5) **新規事業**は、上記(1)～(4)の規定に関わらず、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (6) 上記(1)の規定に関わらず、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業、伝建地区拠点施設整備事業、衛生センター施設長寿命化修繕事業、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業、斎場整備事業、市道61095号線道路改良事業、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業、民間保育所整備補助金、部屋南部かんがい排水事業、水利施設等保全高度化事業負担金、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、中学校洋式トイレ改修事業、吹上小学校給食共同調理場整備事業、文化芸術館等整備事業、消防庁舎整備事業については指定事業とし、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。

ただし、これらの事業についても、漠然と限度額まで要求するのではなく、事業規模・内容を見直し、経費の削減に努め事業費の圧縮を図ること。

なお、当該指定事業の一般財源については、他事業との相互調整を不可とする。

- (7) 上記(2)の規定に関わらず、ふるさと応援寄附事業、コミュニティFM委託、ふれあいバス運行事業、蔵タク運行事業、ごみ収集事業、地域クリーン推進員事業、一般廃棄物処理基本計画改定等業務委託、社会福祉協議会補助金、社会福祉施設整備費補助金、障がい者相談支援事業、シルバー人材センター補助金、緊急通報委託、病院群輪番制病院運営等補助事業、小児二次救急医療支援事業費補助金、定住促進支援事業、グローバル教育推進事業については指定事業とし、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。

なお、当該指定事業の一般財源については、他事業との相互調整を不可とする。

(8) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、特別会計及び企業会計は、令和2年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。

(9) 投資的事業、行政的事業、管理的事業、義務的事業及び新規事業の要求限度額は、その性質から一般財源の相互調整を不可とする。

ただし、部内調整を行ってもなお、行政的事業、管理的事業のいずれかが要求限度額を超えてしまう場合、事前に財政課担当主計員と協議のうえ、行政的事業、管理的事業の一般財源の相互調整を可能とする。

(10) 実施計画上で事業費が見込まれていない事業の要求は、原則として不可とする。

ただし、実施計画計上後に生じた理由等により、やむを得ず要求するものについては、理由を明確にした上で、要求することができるものとするが、事前に財政課担当主計員と協議すること。また、既存事業を廃止・縮小し、枠外での要求とならないよう留意すること。

(11) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとする。

特に、国営又は県営等の事業負担金は、関係機関と調整し、当初予算において計上するものとし、補正予算による対応とならないよう留意すること。

なお、歳出予算の不足に係る補正予算の対応は、財政規律の観点から、義務的事業の不足、国・県の制度変更による不足、災害対応経費など緊急かつ不測の事態の発生を理由とするものであることに留意すること。

5 その他

(1) 庁内分権型の予算編成

要求限度額の設定に当たっては、事業費ではなく一般財源を基礎とするので、各部長等の責任において部内調整及び部間調整を行うこと。

(2) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求することができる。

(3) スケジュール等について

別に示す予算要求要領等を参照すること。